成田空港の更なる機能強化 環境影響評価 方法書に対する意見書の提出状況とその意見の概要

1. 意見書の提出状況

(1) 意見書の受付期間

2017年1月27日(金)~2017年3月13日(月) (46日間)

(2) 意見書の提出件数

8件

<内訳>

(提出方法別)	(提出者の住所別)			
・FAX:1件	・千葉県成田市	: 2 件	• 茨城県稲敷市	: 2 件
・メール:4件	・千葉県山武市	:1件	• 茨城県河内町	: 0 件
・郵 送 : 3件	・千葉県多古町	:1件	・茨城県その他市町村	: 0 件
	・千葉県芝山町	: 0 件		
	・千葉県横芝光町	:1件		
	・千葉県その他市町村	:1件		

2. 意見の概要

※意見書には、1 件の中に複数項目について意見が記載されているものがあったため、項目毎に 意見を整理した。

※各意見末尾の()は意見書提出者の住所を示す。

(1)対象事業の内容

1. 基本的に、成田空港周辺の市町村は、所謂、日本における、地方都市である。一面、東京 の衛星都市でもある。そのような地方都市に住民の反対を押し切り、成田空港は内陸の現 在地に建設された。以後、周辺住民は、度重なる落下物の脅威や、航空機騒音を忍従して きた。そのような歴史を顧みないような新滑走路の増設や運用時間の変更をする事は、こ れらの住民への背信行為としかならないであろう。

近年、団塊の世代の問題が取り上げられているが、まさに、これらの地域は、御多分に漏れず、高齢者割合が極めて高い。そのような高齢者に今まで以上の我慢を強いるような「機能強化」は、今までの日本の高度成長を支えて来た人々への裏切り行為となろう。

都会の騒音と、郡部の騒音とでは、数値が一緒でも、感じ方に大きな相違がでる。周知のように、人間は感情を持つ生き物である。今まで都会に住み、騒音にはある程度慣れて来た人々と、静穏(現在でも違うが)な生活をしてきた人々とでは、おのずと感じ方に大きな差がでる。静穏に慣れてきた人々に、これまで以上の騒音を、今まで以上の時間帯に与える影響は、計り知れないと想像できる。小手先の住宅施設整備では解消にならない。

これ以上、国策の為の忍従を強いる政策はやめていただきたい。(千葉県横芝光町)

2. 今回の機能強化計画にある「第3滑走路の新設と、B滑走路の1000m北伸」は、新たに 広大な騒音被害区域を生み出し、既存の騒音地域の騒音を増大させるものである。従って、 移転補償区域の大幅な拡大などの、「抜本的な対策」を伴わない計画には反対せざる得ない。 方法書では、需要予測で、30万回に達する時期を2021~2028年とし、さらに、50万回 に達する時期を2032~2048年としている。にもかかわらず、「第3滑走路が必要で、B滑走路の1000m北伸が必要」としている。これほど長期の見通しには不確実性が伴う。このような不確実性を持った「第3滑走路の新設と、B滑走路の1000m北伸」を今決めるのは、 適当ではない。5年程度の後に、改めて、再検討すべきと考える。

その間に、「すでに満杯に近い」と言われている LCC ターミナルや駐機場整備など、機能を強化する施策はたくさんあるはずだ。(千葉県その他)

- 3. 方法書では、建設計画費用は 1,000~1,200 億円としているが、明らかに少なすぎる。 先頃決定した福岡空港の滑走路増設計画では、ほぼ、空港の敷地内に 2,400mの滑走路を 整備するのに約 1,800 億円とされている。成田空港は 3,500m滑走路を新たな用地買収が あるにもかかわらず上記の建設費用と見積もっているのは、明らかな過小評価である。 配慮書に対する意見への回答では「ターミナルや駐機場などの費用は別途」とのことだったが、滑走路の建設費用だけでもこの程度で済むとは考えられない。計画としては、拙速で、杜撰と考える。(千葉県その他)
- 4. 成田空港を中心に地域が繁栄するのは賛成だが、地域の人口減少の歯止め策のもう1つとして、各市町村と空港(主にバス)、空港と都心のアクセス向上(主に鉄道)を提案したい。都心まで通えれば地方に住みたいと思う人は多いと思うが、空港まで出るのに時間がかかるので、時間短縮の為、町から空港まではバス高速輸送システムや専用道路等で所要時間の短縮や増便、また空港から都心へは京成のアクセス特急や快速特急の増便、JRも快速の増便及びスピードアップし、通勤圏内2時間以内の地域拡大の検討をお願いしたい。それが駄目な場合は空港内に鉄道通勤用の駐車場並びに駐輪場の整備をお願いしたい。(千葉県多古町)

(2) 騒音

①夜間飛行制限の緩和

- 5. 夕方から夜にかけて「ゴー、ゴー」と航空機の音が室内に入り気になる時がある。滑走路が近くなり騒音のレベルが大きくなると思うので、運用時間の変更は基本的に反対である。(千葉県多古町)
- 6. 3~4年前、23時1分でも時間制限で着陸できず羽田空港に着陸している状態であり、朝5時から23時台の飛行をさせてくれとの話で23時台の飛行が認められた経緯があった。3年程で5時から25時まで無制限に飛行との再提案だが、1時から5時まででは安眠することができない。

柴崎地区の小・中学校の授業にも、騒音による支障がでていることを聞いている。(茨城 県稲敷市)

7. 夜間の睡眠障害を防ぐために開港当初から設けられていた飛行禁止時間帯を厳守し、4時間に短縮する提案を撤回すること。この提案を撤回しない場合は、①騒音と落下物の防止

の根本対策として、「騒特法」適用(「騒音防止地区」L_{den}62dB も含む)のすべての地区の移転希望者の移転補償と農地買上げ補償を認めること。②「騒防法」第1種区域(L_{den}62dB)を含めて、すべての騒音地区(谷間地区・隣接地区も含めて)の民家防音工事は寝室のみならず、全室を二重窓(内窓)にすること。

成田空港は無人の原野や海上の埋立て地に造られた空港ではなく、住民の住んでいるところの内陸空港であるため、夜間と早朝の離着陸は、住民の睡眠障害を引き起こす。そのため成田空港は、国と地元自治体・住民との間で深夜・早朝の飛行禁止時間帯(深夜 11 時から翌朝 6 時まで)を設けることが合意されて開港されたものである。この合意は、騒音下の住民にとっては、まさに"命綱"ともいうべきものであり、国や空港会社の都合で、一方的に切り捨てることは、命を断ち切られることと同じである。もし、この"命綱"ともいうべき合意(約束)を破棄するのであるならば、国と空港会社は、「合意違反(約束違反)」として当然"制裁金"(賠償金)を支払う義務が生ずるはずだ。国と空港会社は、その支払わされる"制裁金"(賠償金)を、前記した内容の防音工事・移転補償・農地買上げ補償という形で住民に支払うべきである。(千葉県成田市)

8. 今回提案された成田空港の運用時間を「午前 5 時から翌朝午前 1 時」と 20 時間に拡大する提案は、騒音下に暮らす住民にとって、生活の基盤を揺るがす非常識なものだ。NAAは方法書で、理由として「早朝を有効活用したいと言う訪日外国人旅行者や、LCCの需要に対応するため」としているが、騒音下に暮らす住民数万人(計画の第 3 滑走路や B 滑走路北伸が完成すれば、約 10 万人に及ぶとみられる)の生活と命を犠牲にする理由になり得ない。

方法書では、運用時間拡大の根拠について、「総発着回数30万回」「カーフュー弾力的運用」の合意事項として実施した「成田空港周辺健康調査」の結果で、「夜間の騒音が、住民への顕著な影響はなかった」としたことをあげているが、この調査は子供や弱者を調査対象から外したもので、「第3者委員会の公平性」にも疑問を持たざるを得ない。騒音の睡眠への影響については内外での、大規模で長年にわたる多くの研究で、「相当な影響がある」とされている。例えば、「睡眠不足が健康に与える9つの健康被害」(http://karapaia.com/archives/52195948.html)によると、「1,741名の被験者を追跡調査(男性は12年、女性は10年)した研究では、睡眠時間が6時間未満の男性は死亡率が21%高かった」とのことである。また、欧州では数百万人を対象とした調査も行われており、これらの結果に基づいて欧州世界保健機構(WHO)は2009年に、夜間騒音について、「ほとんどの人々を健康影響から保護するには『Lnight,outside 40dB』がガイドラインとして必要」とし、『Lnight,outside 55dB』を暫定目標値としている。方法書では、このような研究結果を全く無視し、「空港機能強化」を推進するために、都合の良い所だけをとりだしている。以上のような点から、今回の「空港運用時間拡大」計画は絶対に認められない。

開港以来の、現行の運用時間「午前6時から午後11時まで」は、騒音下住民の生活と命にとって、睡眠を確保するための最低条件である。(千葉県その他)

2健康影響調査

9. 環境影響評価方法書の内容に、大気、騒音、水質、動植物等の調査の事は示されているが、騒音下住民に対する健康調査については一切触れられておらず、前回健康調査において被害としては出ていないことから、環境影響評価方法書の対象とならないように思う。本来であれば動植物より先に住民の健康調査が一番に出てくるのが当然である。今回提示

された時間の発着を考えたうえで、今年から健康調査を毎年実施し50万回発着時の基礎となるように、実施して頂きたい。また、環境影響評価の内容に追加して頂きたい。(千葉県成田市)

③航空機騒音

10. ここに住んで 25 年目になる。20 年以上飛行機の騒音を気にした事は殆どなかったが、ここ数年で騒音に気付く様になった。その原因は、飛行機が 10 分間に 5 本前後、家の上空を何時間も飛び続ける事にあった。窓を開けているとテレビの音が聞こえなくなる事も度々あった。dBの値としては騒音の範囲に入らないのかも知れないが、短時間で何本もの飛行機のエンジン音は、脳に蓄積される。拷問に雨垂れの音を聞かせ続けるとも言われている。

成田空港の機能強化に飛行時間の延長が言われており、賛成はできかねるが、一個人でどうこうできるものでもない。

お願いがある。出来る限り広い範囲で飛行してほしい。同じ航路を短時間に飛び続けるのは止めてほしい。音が脳に蓄積されてしまう。

これからもここに住むしかない。可能であれば一部の部屋の防音工事をお願いしたい。 (茨城県稲敷市)

11. 現在の運用時間と、22 時以降の便数については開港当時の約束である。どのような理由があろうとも、成田空港を運用するかぎり厳守してほしい。実施には断固反対する。

「騒音範囲の拡大を最小限にするため、直線出発、直線進入の飛行コースをとる。」としているが、それでは滑走路の直線上の住民だけが、より一層の騒音被害を受けることになる。これ以上の騒音被害を受け入れることはできない。直線上の住民だけが騒音被害を受けるのではなく、発着時の急旋回により、周辺住民全体で負担してほしい。

A、B、C 滑走路を同規格にし、同時発着できれば、3本の滑走路が全ての面で均等に運用でき、騒音被害が分散できると思うので、B、C 滑走路の横の間隔を大幅に離したらどうか。騒音被害が現状より増加するのであれば、B、C 滑走路の計画についても理解はできない。

睡眠時間が極端に短い場合の人に及ぼす影響についての評価と、騒音被害住民の意向調査についても選定してほしい。

航空機騒音が、カエル、セミの声、波の音と同質なのか調査してほしい。(千葉県山武市)

4.航空機騒音対策

12. 3年前に新築し、窓ガラスはペアーガラスで防音効果は高いはずだが、飛行機の音は入って来る。対策として内側に窓ガラスを増設するとの話だがどのぐらいの効果が有るのか。また、2重サッシは重々しくメンテナンスも大変なので、別の防音方法等も検討してほしい。

防音工事の基準は主に寝室となっているが、子供部屋(予定含む)も対象か。構造上、リビングと繋がっている部屋もあり、リビングも対象になるのか。当家は平屋でリビングと寝室が隣でリビングからの音が入って来る。リビング等も対象にしてはどうか。

防音工事地区はどのような基準で決定するのか。(千葉県多古町)

(4) その他

- 13. 資料では地図が小さく、自宅との位置関係が非常にわかりずらい。インターネット地図等で拡大してもわかるようにしてもらいたい。(千葉県多古町)
- 14. 多古町に引越す当初、上司に「空港の近くで飛行機の音がうるさいでしょ」と言われて ショックを受けた。国際空港や地域発展と言う良いイメージの裏側で、騒音や遠いと言う 悪いイメージも多いことを理解してほしい。(千葉県多古町)

以 上

(参考) 方法書の公告及び縦覧等の方法

1. 公告の方法

- ・日刊新聞紙に掲載。(朝日新聞(千葉版・茨城版)、読売新聞(千葉版・茨城版)、毎日新聞(千葉版・茨城版)、産経新聞(千葉版・茨城版)、日本経済新聞(首都圏総合版千葉版、北関東版)、東京新聞(千葉版・茨城版)、千葉日報、茨城新聞)
- ・市町(稲敷市を除く2市4町)の広報誌に掲載。 ※稲敷市は開催案内を区毎に回覧
- ・その他、成田国際空港株式会社のホームページにプレスリリースを掲載した。

2. 縦覧等の方法

(1) 縦覧場所:

- · 千葉県庁 環境生活部環境政策課 (千葉市中央区市場町 1-1)
- · 千葉県印旛地域振興事務所 地域環境保全課 (千葉県佐倉市鏑木仲田町 8-1 印旛合同庁舎)
- ·成田市役所 環境部環境計画課 (千葉県成田市花崎町 760 番地)
- ・成田市役所 下総支所 (千葉県成田市猿山 1080 番地)
- ·成田市役所 大栄支所 (千葉県成田市松子 366 番地)
- ・芝山町役場 総務課空港地域振興係 (千葉県山武郡芝山町小池 992)
- ·多古町役場 生活環境課 (千葉県香取郡多古町多古 584)
- ・横芝光町役場 企画財政課空港・地域振興室(千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地)
- ·山武市役所 経済環境部環境保全課(千葉県山武市殿台 296 番地)
- ・山武市役所 松尾出張所 総務部企画政策課空港みらい対策室(千葉県山武市松尾町五反田 3012)
- ・山武市役所 蓮沼出張所 (千葉県山武市蓮沼ハの 5402 番地 1)
- ・茨城県庁 行政情報センター (茨城県水戸市笠原町 978-6)
- ·河内町役場 都市整備課 (茨城県稲敷郡河内町源清田 1183)
- · 稲敷市役所 市民生活部環境課 (茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1)
- ·稲敷市役所 東支所 (茨城県稲敷市結佐 1545 番地)
- ・稲敷市役所 新利根地区センター (茨城県稲敷市柴崎 7427 番地)
- ・NAA本社ビル 情報コーナー (千葉県成田市成田国際空港内(成田市古込字古込 1-1))
- ・NAA北地域相談センター(千葉県成田市花崎町 750-1 千葉交通ビル 3 階)
- ・NAA南地域相談センター(千葉県山武郡芝山町大里18-52 芝山町中央公民館千代田分館2階)
- (2) 縦覧期間: 2017年1月27日(金)から2月27日(月)(土日、祝日を除く)
- (3) 縱覽時間:午前9時~午後5時

(4) インターネットによる公表:

成田国際空港株式会社の機能強化ホームページにおいて、方法書を公表した。 http://www.narita-kinoukyouka.jp/